

はあとメール 第2号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎075-761-2109
住田正則

みなさん、こんにちは。「はあとメール」代表の住田 正則です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
今回は、「はあとメール」の仕組みとは一体何か、みなさんにとってどのようなメリットがあり、どのような利用のしかたがあるのかを説明した、いわば「はあとメール」の“トリセツ（取扱説明書）”をお届けしたいと思います。

「はあとメール」のトリセツ（取扱説明書）

～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～



毎月1回、私たち「はあとメール」のスタッフが法律の豆知識、日々の暮らしのひとくちメモなどを盛り込んだ定期便「はあとメール」を「はあと会員」のみなさんにお送りし、ふだんなじみのない法律の世界に少しずつでも親しみを持ってもらい、必要に応じて疑問・質問や相談事などをおたよりとして送っていただくーこれが基本的な「はあとメール」の仕組みであり、これについては前回お伝えした内容と変わりありません。

今回、「はあとメール」の“トリセツ”として上記の基本的な仕組みに付け加えてご紹介するのは、私たちがみなさんに定期便「はあとメール」をお届けする際、みなさんそれぞれのお困りごとや置かれている立場・状況に応じた資料や、それに関するおたよりを同封します、ということです。

私たちスタッフは、法律についての専門家ではありませんが、物理的にも能力的にも、私たちが関わるすべての問題について解決できるというわけではありません。しかし、そうは言っても、一人でも多くの方が日々のお困りごと・お悩みごとから解放され、のびのびと楽しく暮らせるようになることを願ってやみません。そのためにはまず、みなさんに法律の世界というものについて少しずつ慣れていただき、そしてみなさんご自身でみなさんの問題にある程度対処できるようになっていただく、というのが最良の道だと思います。もちろん世の中には、専門家にお任せしたほうが効果的なことやものもありますので、その際には私たちスタッフあるいは私たちが信頼をおく専門家たちが、精一杯のお手伝いをいたします。

無料相談会 開催中
第1回相談会 9月15日(祝)
第2回相談会 10月19日(日)
ひと・まち交流館にて
第3回相談会 11月30日(日)
みやこめっせにて
午前10時から午後4時

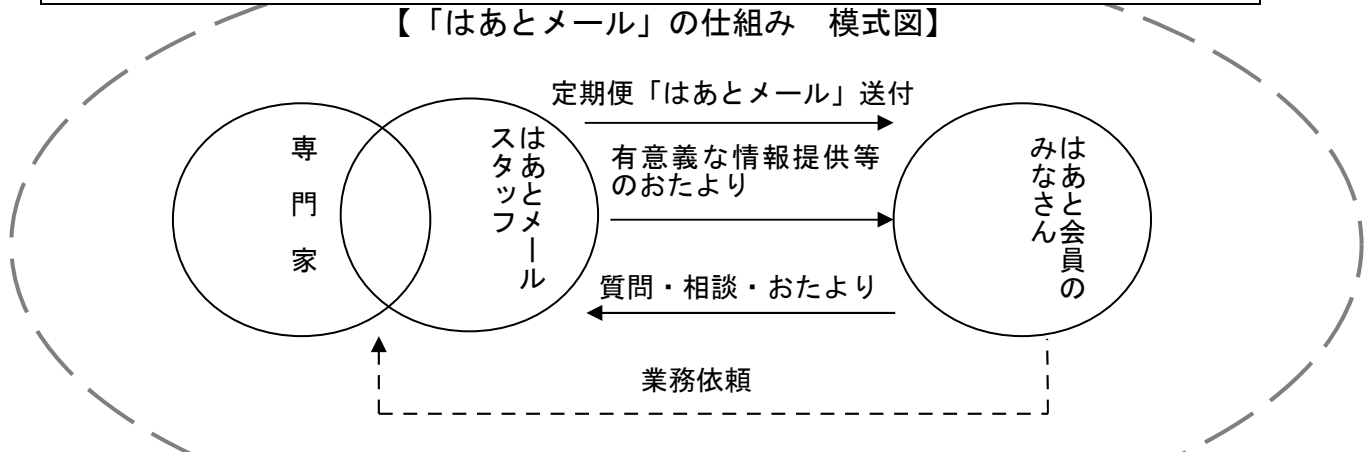
京都新聞 2008年9月15日(月)に
「はあとメール」の紹介記事が掲載
されました。



「はあとメール」は、みなさんが問題解決に至るまでの道しるべであり、ときには伴走者であり、さらには手をさしのべ、ともに悩み、ともに喜ぶ支援者となることを目指しています。ひいてはこれが、みなさんが「はあと会員」となり、毎月「はあとメール」を受け取るということについてのいちばんのメリットになる、と考えています。

「はあとメール」では、定期便以外でも日々のお困りごと相談会やセミナーなどを通じて、できるだけ多くの市民のみなさんとふれあう機会を作っていこうと考えています。
これをお読みいただいた皆さんの中で、もしもこうした「はあとメール」の取り組みに対してご賛同いただける方がおられましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。

【「はあとメール」の仕組み 模式図】



「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容についてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費（ただし、2008（平成20）年12月分までは無料）
月500円 ※原則として年一括払い（6000円）
会期：毎年1月～12月

☆会員へのサービス内容
「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）…等

（住田 正則）

あなたのご参加を、心よりお待ち申し上げております



消費者契約法Q&A

取消しうる場合とは？

～その1：不退去型（消費者契約法4条3項1号）～

「はあとメール第1号」（2008年9月号）では、個人事業者でも私生活のために自宅で使う浄水器の購入契約については、消費者契約法の適用が認められるという話をしました。では、「はあとメール第1号」の相談者は、どういう理由で浄水器購入の意思表示を取消せたのでしょうか？

Question

私は、自宅を改造して、1階でレストランを経営しています。2週間くらい前に、浄水器販売業者が店に来ました。店にはもう設置してあるから、いらないと言ったら、自宅用かどうか、と勧めてきました。自宅用には必要ないし値段も高かったので断り、そろそろ開店時刻だから帰ってほしいと言ったのですが、なかなか帰ってくれませんでした。そのうち、店にお客さまが入ってこられたので、居座られても困ると思って、浄水器を買ってしまいました。不本意に買ってしまったので取消したいのですが、取消せるのでしょうか？

Answer

あなたは、消費者契約法4条3項1号を根拠として、浄水器購入の意思表示を取消することができます。

消費者契約法は、消費者と事業者の情報の格差の下で消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて、自ら欲してはいない契約を締結することから消費者を守るために、民法より広く消費者からの意思表示の取消しを認めています（消費者契約法4条1項2項3項）。

その中で、4条3項1号は、

- ① 事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと、
- ② ①の行為により、当該消費者が困惑したこと、
- ③ その困惑により、当該消費者が当該事業者に対して当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたこと、の要件を満たす場合に、その意思表示を取消することができるものと定めています。

まず、①の「勧誘」とは、事業者が消費者に対し契約締結の意思表示をさせようとする一切の働きかけをいいます。本件では、浄水器販売業者は自宅用に浄水器を買うように勧め、あなたにその浄水器を買うように働きかけていることが、それに該当します。

そして、その際、あなたは、そろそろ開店時刻だから帰ってほしいと言っているのに、「退去すべき旨の意思を示した」といえ、それにもかかわらず、その業者はなかなか帰ってくれなかったのですから、「にもかかわらず、それらの場所から退去しないこと」に当たります。従って、①を満たします。

次に、②の「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよい

か分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいいます。あなたは、その業者が帰らないでいるところにお客さまが来られて、業者が居座っていることにお客さまに不信感を持たれては困るなどと考えられたのでしょから、その業者が退去しないことで「困惑」したといえます。そのため、②を満たします。

そして、③は、②の困惑と購入の意思表示との間に因果関係が存在することを意味します。あなたは、その業者が退去しないことに困惑し、早く帰ってほしいという思いから浄水器購入の意思表示をしたので、因果関係が認められ、③も満たします。

即ち、あなたは、浄水器の販売業者が、店から退去するように言っても退去しなかったことにより困惑し、その困惑により購入の意思表示をしてしまったのですから、4条3項1号に該当し、浄水器購入の意思表示を取消することができます。

~~~~~

上記の相談者の場合を含めて、消費者契約法において取消することができる場合は、以下の5類型があります。

- (1) 事業者の情報提供に問題がある場合
  - (i) 不実告知型
  - (ii) 断定的判断の提供型
  - (iii) 不利益事実の不告知型

これらが具体的にどのような場合なのか、それは、また、次号のお楽しみ！

（高山 良子）

- (2) 事業者が消費者を困惑させる状況がある場合
  - (i) 不退去型←本件の場合
  - (ii) 監禁型

相続ミニコーナー

『法定相続』お聞きになられたことがありますか？

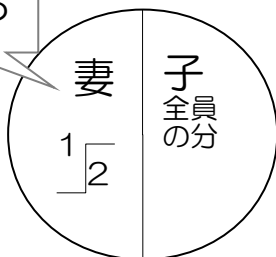
②

「法定相続」は、遺言書がないとき等に法律によって「誰が」「どの割合で」どれだけ相続するかを定めておいて、自動的にそれを用いて相続させようとする制度でした。

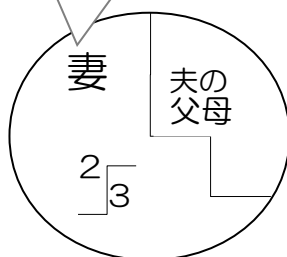
今回は、法定相続人（誰か）と法定相続分（どの割合）を、もう少し詳しくみていこうと思います。

（例）夫を亡くした 妻（配偶者）の場合

子がいる



子がない①

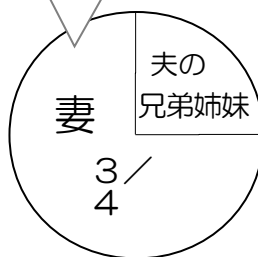


「被相続人（夫）」の法定相続人は「配偶者（妻）」と「直系尊属（夫の父母）」です。遺言がないので、遺産は妻 3分の2、夫の父母は残り 3分の1を等分します。（例えば、父母がいるなら、父母は6分の1ずつです。）

「被相続人（夫）」の法定相続人は「配偶者（妻）」と「子」です。遺言がないので、遺産は妻 2分の1、子は残り 2分の1を子の人数で等分します。（例えば子供が3人いる場合は残り 2分の1を3で分けるので子供は6分の1ずつです。）

メモ：財産が家屋ひとつの場合、「お母さんが住んでいる家を売って、その代金を相続分で分けてほしい」と子供に言われることもあるようです。

子がない② 夫の親もいない



「被相続人（夫）」の法定相続人は「配偶者」と「兄弟姉妹（夫の）」です。遺言がないので、遺産は妻 4分の3、夫の兄弟姉妹は残り 4分の1を等分します。兄弟姉妹に死亡者がいてもその子供（甥姪）が代わって相続人になります。

メモ：甥姪といっても顔を見たこともない時があります。そういう人も法定相続だと相続人になってしまいます。その場合、兄弟姉妹への義理がないなら「全財産を妻に相続させる」と遺言を残しましょう。

民法 第9編 相続

- 第1章 総則 （第882条～第885条）
- 第2章 相続人 （第886条～第895条）
- 第3章 相続の効力 （第896条～第914条）
- 第4章 相続の承認及び放棄 （第915条～第940条）
- 第5章 財産分離 （第941条～第950条）
- 第6章 相続人の不存在 （第951条～第959条）
- 第7章 遺言 （第960条～第1027条）
- 第8章 遺留分 （第1028条～第1044条）

法定相続分の規定よりも優先されます。「全財産を妻に相続させる」など

ややこしいですが参考までに。民法のこの辺のこんな部分に第900条があります。

|                        |
|------------------------|
| 第3章 相続の効力              |
| 第1節 総則（第896条～第899条）    |
| 第2節 相続分（第900条～第905条）   |
| 第3節 遺産の分割（第906条～第914条） |

第2節 相続分

**第900条（法定相続分）** 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

1. 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
2. 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
3. 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。
4. 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

<終わり>

（今村 晴美）



ひとくちメモ

～ はあとメール、KBS ラジオから電話取材を受けました ～  
 9月25日（木）朝7時15分頃から約15分間、はあとメール住田が  
 KBS ラジオ『笑福亭晃瓶のほっかほかラジオ』に電話で出演しました！

さて、随分ラジオ出演に緊張していた住田ですが、その感想をひとこと・・・。

「当日、用事で大阪の中之島にいた私は、電話を受けるのに最適な場所を求めてしばらく周りをうろうろしました。川べりの中之島公園の中なら静か、かと思ったら、草むらでさかんに虫が鳴いていて、結構にぎやかでした。樹のそばでは鳥たちがギャアギャアと騒いでいるし、朝の街なかって、意外にやかましいものだなあ、と感心しました。そんなこんなで、なんとか静かな場所を見つけたのですが、電話出演とはいえラジオに出るのは初めての経験だったので、いやあ、緊張しました。・・・いえ、自分では緊張しているつもりはなかったのですが、後で収録のCDを聴いてみて、そのあまりのテンパリ具合にがく然としました。たはは・・・」

はあとメールの紹介、15分という限られた時間でしたが伝わりましたでしょうか。ラジオをお聞きなされた方はどうでした？また感想を教えてください。

そして、これからも私たちの取り組みを、ゆっくりと応援していただきますよう。どうぞよろしくお願い致します。

はあとメール、いかがでしたでしょうか。感想や取り上げてほしいテーマなどがありましたら、どうぞお便りをください。お待ちしております。

あなたのくらしに、うるおいと安心を

# はあとメール

「ボランティア・市民活動フェスタ」で  
遺言・相続・離婚・老い支度・その他困りごとの  
無料相談会と「はあとメール 第3号」の配布！

☆当日、来られない方も、連絡をいただければ、  
「はあとメール 第3号」を郵送致します。  
☆相談会は、予約された方が優先となります。

電話・FAX 075-761-2109  
郵送先 〒606-8405 京都市左京区浄土寺上南田町26  
はあとメール 住田正則  
e-mail : heartmail2008@gmail.com

## ボランティア・市民活動フェスタ

日時  
2008年11月30日（日） 午前10時より午後4時まで

### ■会場

京都市勧業館（みやこめっせ）1階 第2展示場

京都市左京区岡崎成勝寺町9-1

地下鉄東西線 東山駅 徒歩約10分

市バス 京都会館・美術館前すぐ

### ■内容

ボランティアグループ、NPO・市民活動団体によるブース出展（150団体）

### ■主催

京都市福祉ボランティアセンター

京都市市民活動総合センター